



淵上さん運輸所復帰裁判第1回口頭弁論！ 新横浜駅への転勤は違法・不当だ!!

淵上利和さん（JR東海労本部執行副委員長 JR総連法対・調査部長）は昨年、会社による「54歳原則出向」を悪用した出向命令を許さず、本部・地本・分会が一体となった闘いによって、出向解除を勝ち取りました。しかし会社は淵上副委員長を東京第二運輸所に戻さず、新横浜駅への発令を命じました。

これを許さず東京第二運輸所への復職を求めて会社と争っている「淵上さん運輸所復帰裁判」の第1回口頭弁論が6月17日、東京地裁で開かれました。法廷には多くの組合員・OBが、淵上副委員長を支援・激励するため傍聴に駆けつけました。

口頭弁論の冒頭、淵上副委員長は意見陳述を行い「私に対する新横浜駅での業務指定は違法・不当である」とし、その理由について「会社は就業規則を盾に私の同意を得る事もなく就業箇所を一方的に新横浜駅としたことは、就業規則の人事権の濫用であり違法な行為である。またJR東海労組織の破壊を意図した不当労働行為であり、到底許されるものではない」と会社がいかに不当であるかを訴えました。

また「会社が出向や転勤等の人事運用について社員の同意を得る努力も説明もせず、就業規則を盾に強制的に、また一方的に発令を行っている」「私たちは、憲法において人権が保障されているのであり、生活を守るための権利がある。その権利をJR東海が社員と言う管理下に置くことで否定、無視する行為は違法である」「当裁判所において、出向前の職場である東京第二運輸所への復職を認める判断が下されることを強く求める」と力強い陳述を行いました。

次回、第2回口頭弁論は10月7日(金)11時30分より東京地裁603号法廷で行われます。

淵上副委員長の東二運への復職を勝ち取ろう！